

CO2 ダイエット5年計画(令和3~7年度) -西条市 第4期地球温暖化対策実行計画- <概要版>

1. 地球温暖化対策実行計画策定の目的

地球温暖化対策実行計画の策定は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、地方公共団体の責務として我が国の地球温暖化対策推進に寄与することのほか、取り組みを通じた「持続発展可能な社会」の構築を目指しています。

- 地球温暖化の防止
- 職員の意識向上
- 地域住民や事業者に対する行政の率先行動
- 地方公共団体の義務の履行(法律の遵守)
- 節電と燃料消費削減による経費削減

平成18年3月に第1期、平成23年3月に第2期、平成29年3月に第3期地球温暖化対策実行計画を策定し、計画期間の15年が経過しました。令和3年度以降についても継続実施を行うため、削減目標等を見直した第4期地球温暖化対策実行計画を策定します。

2. 計画の概要

(1) 調査対象

ア) 削減対象施設

実行計画により温室効果ガス削減目標を設定・管理する施設

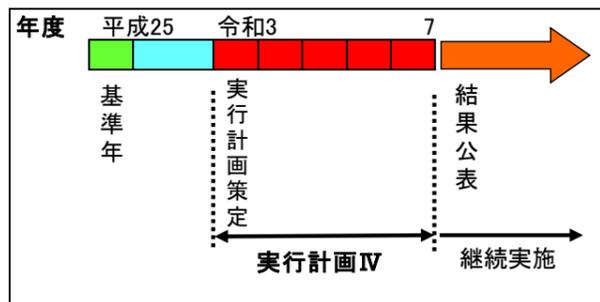
イ) 削減対象外施設

温室効果ガス削減目標により管理せず、排出量の調査・把握にとどめる施設

(2) 実行計画期間

❖ 基準年 : 平成25年度

❖ 実行計画期間 : 令和3~7年度(令和3年4月1日~令和8年3月31日)



(3) 調査対象ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月9日公布、平成11年4月1日施行)により削減の対象とされる6種類の温室効果ガスのうち、4種類のガスについて調査しています。

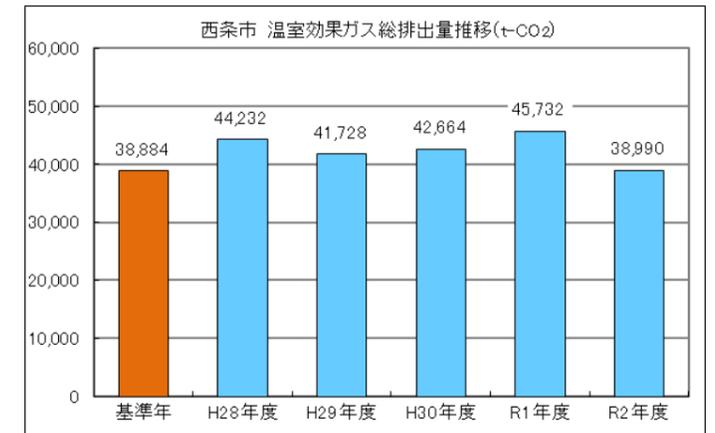
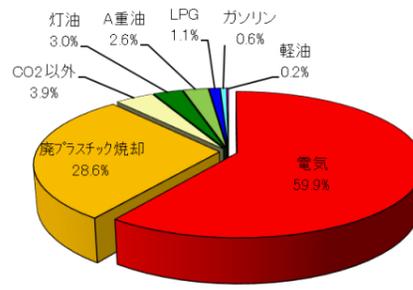
温室効果ガス	ガスの発生源	排出源となる施設
二酸化炭素 (CO2)	化石燃料や化石燃料から製造したプラスチックの燃焼などに伴い排出される。	電力・燃料を使用する施設 道前クリーンセンター
メタン (CH4)	自動車の走行や定置式内燃機関による燃料の燃焼、廃棄物の燃焼等に伴い排出される。	自家発電等を使用する施設 公用車を使用する施設
一酸化二窒素 (N2O)	自動車の走行や定置式内燃機関による燃料の燃焼、廃棄物の燃焼、医療用の麻酔ガス使用等に伴い排出される。	自家発電等を使用する施設 公用車を使用する施設 周桑病院
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアコン、冷蔵庫などの冷媒に使用されるガス。(代替フロン的一种)	公用車を保有する施設

3. 第3期地球温暖化対策実行計画期間中の温室効果ガス排出状況

※: 残り2種類のガスについては、行政事務・事業からの排出量把握が困難であるため、対象外としています。

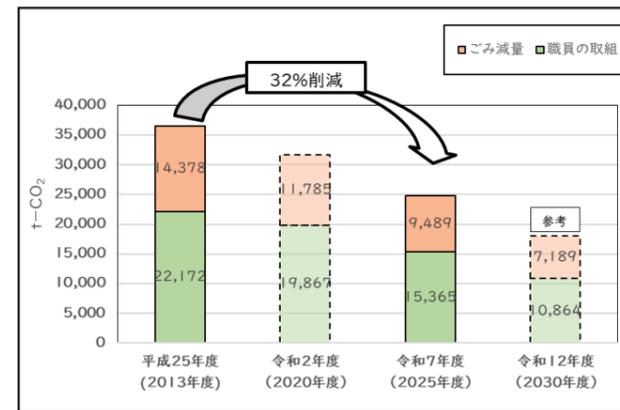
(1) 総排出量: 38,990トン(令和2年度)

(2) 排出源の構成及び排出量の推移



- ❖ 削減対象施設総排出量: 31,066トン(ごみ処理による排出量: 11,765トン、職員の取組による排出量: 19,301トン)
- ❖ 総排出量の約60%を電気、約30%を廃プラスチック焼却が占める
- ❖ 令和2年度の総排出量は、基準年平成27年度に比べて0.27%増加

4. 第4期地球温暖化対策実行計画での温室効果ガス削減目標



- 西条市温室効果ガス削減目標 全体で32%削減
- ごみ減量による削減目標基準年排出量(14,378トン)に対して34%削減
⇒2025年度目標排出量(9,489トン)
- 職員の取組による削減目標基準年排出量(22,172トン)に対して30.7%削減
⇒2025年度目標排出量(15,365トン)

5. 温室効果ガス削減への取り組み

(1) 運用改善による取組

- 冷暖房用電力及び燃料使用量削減に向けた取組
- 電気使用量削減に向けた取組
- 公用車の燃料使用量削減に向けた取組
- その他の燃料使用量の削減に向けた取組
- 用紙使用量削減に向けた取組
- グリーン購入の推進に向けた取組
- ごみ減量に向けた取組
- 節水に関する取組

- 個人で取り組める項目
- 施設全体として取り組める項目
- 今後取り組みを検討する項目

の3つに分類して設定

(2) 施設の改修・新築時に検討する項目